



平成23年12月7日

各 位

会 社 名 株式会社NFKホールディングス
代表者名 代表取締役社長 関口 陽介
(JASDAQ・コード6494)
問合せ先 役職・氏名 取締役 古池 政巳
電話 045-575-8000

和解による訴訟の終結に関するお知らせ

当社は平成23年2月9日付「訴訟の判決に対する控訴のお知らせ」にてお知らせの、当社元代表取締役武田芳夫氏（以下、「武田氏」）との訴訟について、平成23年12月7日、東京高等裁判所において、裁判所からの和解勧告に基づき武田氏との間で以下のとおり和解が成立いたしましたのでお知らせいたします

記

1. 訴訟の内容および和解に至る経緯

本件訴訟につきましては、平成23年2月9日付「訴訟の判決に対する控訴のお知らせ」にてお知らせのとおり、武田氏より当社の開示資料により名誉を毀損されたとして、損害賠償ならびに開示資料の削除・訂正、謝罪文の公表などを求めて提起された本訴と、武田氏が当社および当社子会社の取締役もしくは代表取締役としての在任期間中に、善管注意義務及び忠実義務に反して当社に損害を与えたとして、当社が武田氏に対してその賠償を求めて提起した反訴について争ってまいりましたが、平成23年1月27日に東京地方裁判所において第一審判決の言渡しがあり、いずれの請求も棄却されております。

これに対して、当社は、第一審判決における反訴請求の棄却を不服として平成23年2月9日付にて控訴しておりましたが、本件控訴審の過程において、武田氏より現在の状況等についての説明があり、裁判所からもこれまでの審理経過を踏まえた上での強い職権和解勧告を再三に亘り受けたことなどから、社内でその是非について検討を重ね、訴訟を今後も継続した場合の時間、費用並びに訴訟の状況等の諸事情を総合的に考慮した結果、裁判所からの和解勧告を受け入れることが当社にとって最も合理的であるとの判断に至りました。

その結果、平成23年12月7日付で和解が成立いたしました。

2. 和解の相手方

当社元代表取締役 武田芳夫氏

3. 和解の内容

- (1) 武田氏は、当社に対して解決金1百万円を支払う。
- (2) 控訴人及び被控訴人は、今後互いに相手方の名誉又は信用を毀損するような一切の言動及び行為をしないことを確約する。
- (3) 本件に関し、控訴人と被控訴人との間には本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4. 業績への影響

武田芳夫氏との和解による解決金1百万円につきましては、平成24年3月期に特別利益として計上する予定です。なお、本解決金受領による当社連結業績に与える影響は軽微となります。

以 上